H29.3.31 改訂
学習指導要領にも対応！

家庭科（家庭基礎）（家庭総合）、公民科（公共）で消費者教育に関係する内容が充実します！

現役消費生活相談員が伝える!!

消費生活出前講座

オンライン形式も可能です！

講座の内容

○消費者トラブルから身を守ろう！
最新のトラブル事例とその対策

○知っておきたい消費者の基本
契約の仕組み、成年年齢引下げの影響

○多様な購入方法と支払方法
インターネット通信販売と店舗の比較

○安全にインターネットを使おう！
インターネットとの上手な付き合い方

無料！

日　　時	平日の10時～15時
会　　場	教室、体育館、オンライン形式など
所要時間	30分～90分（調整可能）
対　　象	東三河8市町村の中学校
その他	同学校で学年、クラスを変えて何回でもお申し込みできます。

契約の仕組みや消費生活のトラブル事例、ネット通販のことなどを学んでみよう！

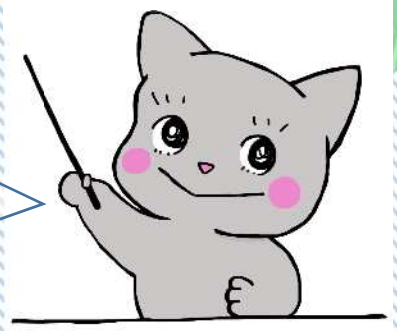

東三河広域連合消費生活センター
公式キャラクター「こいきくん」

～ 講座開催までの流れ ～

申込み FAX又はメールで！ ⇨ **日程調整** 開催日を調整 ⇨ **内容打合せ** 希望を伺い内容を決定 ⇨ **開催**

東三河広域連合 消費生活課って？

「東三河はひとつ」を合言葉に東三河8市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村）で平成27年度に設立し、介護保険や消費生活相談など様々な広域的な課題に取り組んでいます。その中で、消費生活課では、商品やサービスに関する苦情や契約に関するトラブル、架空請求などの消費生活全般について、国家資格取得者である消費生活相談員が相談に応じています。また、相談から得られる最新の情報をもとに消費生活出前講座を開催し、消費者トラブルの未然防止に努めています。

●お申込みは1か月前までに
FAXまたはメールで！
TEL　0532－26－9078
受付　平日 8:30～17:15
FAX　0532－56－0123
メール shohiseikatsu@union.higashimikawa.lg.jp

東三河広域連合 消費生活課
〒440-8501 豊橋市今橋町1番地（豊橋市役所安全生活課内）